令 和 7 年 度

宇部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宇 部 市 監 査 委 員

宇　監　第　６６　号

令和８年(2026 年) ８月１９日

宇部市長　篠　﨑　圭　二　様

宇部市監査委員　濱　田　修　二

同　河　口　雅　邦

同　鴻　池　博　之

令和７年度宇部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目　　次

Ⅰ　健全化判断比率審査意見

第１　審査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第２　審査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第３　審査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第４　審査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第５　審査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第６　審査意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第７　審査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　１　実質赤字比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２　連結実質赤字比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　３　実質公債費比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　４　将来負担比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

Ⅱ　公営企業会計資金不足比率審査意見

（Ⅰ）法適用企業

第１　審査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第２　審査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第３　審査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第４　審査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第５　審査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第６　審査意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第７　審査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　１　農業集落排水事業会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　２　下水道事業会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　３　水道事業会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　４　交通事業会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

（Ⅱ）法非適用企業

第１　審査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第２　審査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第３　審査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第４　審査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第５　審査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第６　審査意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第７　審査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　１　中央卸売市場事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　２　地方卸売市場事業特別会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

＜資料＞　健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体 ・・・・・・・ 24

（注）１　比率及びその算出過程における数値の処理方法は、個別の総務省の定めによる。また、文中及び各表中の金額は、原則として、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、合計額と内訳が一致しない場合がある。
２　文中に用いる「ポイント」とは、パーセンテージ間又は指数間の差引数値である。
３　文中及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」 …… 該当数値がない又は算出不能のもの
「△」 …… 負数又は減数

Ⅰ　健全化判断比率審査意見

第１　審査の対象

令和７年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年７月３１日から同年８月１７日まで

第３　審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第４　審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、健全化判断比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審査した。

第５　審査の結果

審査に付された健全化判断比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

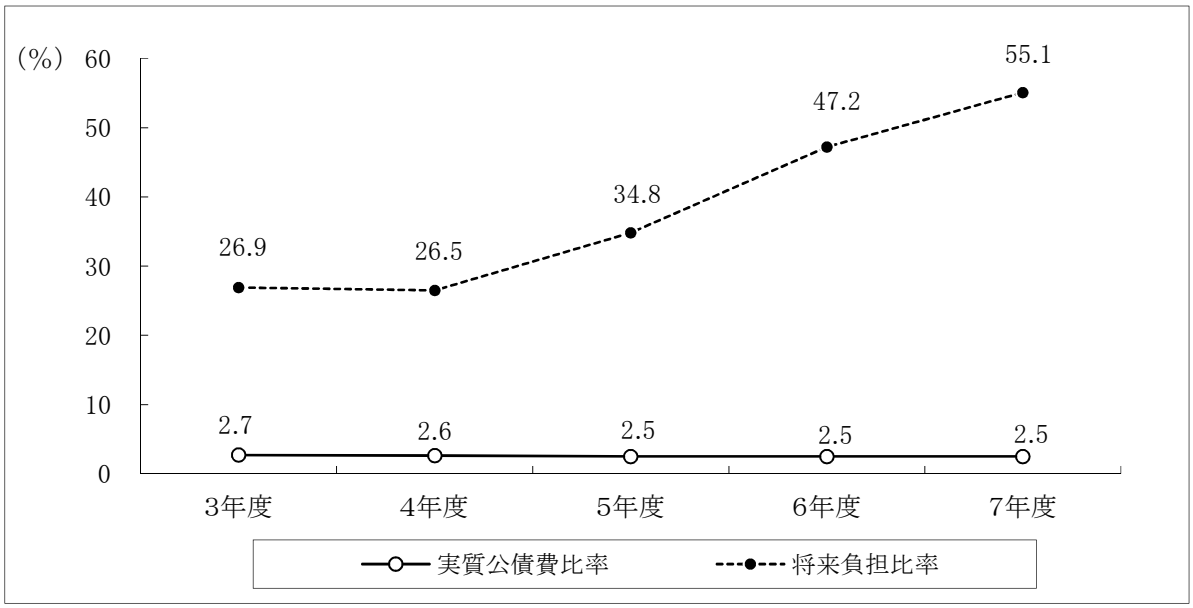
令和７年度の健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（単位：%）

区　　分	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和７年度	令和６年度		
実質赤字比率	－	－	11.48	20.00
連結実質赤字比率	－	－	16.48	30.00
実質公債費比率	2.5	2.5	25.0	35.0
将来負担比率	55.1	47.2	350.0	

※ 各比率の「－」は実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表す。

なお、最近５か年の実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。



第６　審 査 意 見

令和７年度決算に基づく健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字で赤字額はない。

また、実質公債費比率は前年度と同率であり、将来負担比率は充当可能財源の見込額が減少したこと等により 7.9 ポイント悪化しているものの、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあると認められる。

第７　審査の概要

１　実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

（単位:千円）

$$\text{実質赤字比率（%）} = \frac{\text{一般会計等(※)の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(※)}} \times 100$$

$$= \frac{\text{（歳出総額 － 歳入総額）＋ 翌年度へ繰り越すべき財源}}{\text{標準財政規模(※)}} \times 100$$

$$= \frac{（79,590,763 － 81,676,815）＋ 198,120}{39,070,295} \times 100$$

※ 一般会計等 ： 一般会計及び特別会計のうち、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計及び地方公営企業法を適用する特別会計並びに地方財政法施行令第 46 条に規定される特別会計のいずれにも属さない特別会計の総称である。

※ 標準財政規模 ： 市税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源を理論的に算定したもの

＜実質赤字比率の算出基礎＞

（単位：千円、％、ポイント）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　　減	増減率
歳　入　総　額	81,676,815	81,026,108	650,707	0.8
歳　出　総　額	79,590,763	78,751,276	839,487	1.1
翌年度へ繰り越すべき財源	198,120	586,481	△388,361	△66.2
実　質　収　支　額	1,887,932	1,688,351	199,581	11.8
標　準　財　政　規　模	39,070,295	38,193,142	877,153	2.3
実際に算出される数値	△4.83	△4.42	△0.41	－

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する程度を指標化したもので、令和７年度一般会計等の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は 1,887,932 千円の黒字であり、実質赤字は生じず、比率の表示は「－」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△4.83％となり、前年度に比べ 0.41 ポイント改善している。

２　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした連結実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

（単位：千円）

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$= \frac{\overset{①}{(}\ 0\ \overset{②}{+}\ 0\ )-(\ 2{,}602{,}464\ +\ 8{,}343{,}470\ )}{39{,}070{,}295} \times 100$$

①　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業をいう。以下同じ。）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

②　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

＜連結実質赤字比率の算出基礎＞

（単位：千円、％、ポイント）

区　　分		令和７年度	令和６年度	増　　減	増減率
①一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額		0	0	0	－
②公営企業会計の資金不足額		0	0	0	－
③公営企業以外の実質黒字額		2,602,464	2,268,226	334,238	14.7
	一般会計等	1,887,932	1,688,351	199,581	11.8
	介護保険事業特別会計	536,274	290,070	246,204	84.9
	国民健康保険事業特別会計	80,257	195,575	△115,318	△59.0
	後期高齢者医療特別会計	98,001	94,230	3,771	4.0
④公営企業会計の剰余額		8,343,470	8,260,444	83,026	1.0
法適用企業	農業集落排水事業会計	9,481	－	9,481	－
	下水道事業会計	2,919,407	2,765,061	154,346	5.6
	水道事業会計	4,900,350	4,860,753	39,597	0.8
	交通事業会計	464,739	620,219	△155,480	△25.1
法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	45,230	39,712	5,518	13.9
	地方卸売市場事業特別会計	4,263	160	4,103	2,564.4
	(農業集落排水事業特別会計)	－	△25,461	25,461	－
標準財政規模		39,070,295	38,193,142	877,153	2.3
実際に算出される数値		△28.01	△27.56	△0.45	－

※　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用企業」、地方財政法第６条の規定により事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを「法非適用企業」という。

※　農業集落排水事業会計（法適用企業）は、令和７年度に農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）から移行している。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の程度を指標化したもので、令和７年度の実質収支額等は10,945,934千円の黒字又は資金余剰であり、連結実質赤字は生じず、比率の表示は「－」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△28.01％となり、前年度に比べ0.45ポイント改善している。

3　実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

（単位:千円）

$$\text{実質公債費比率（%）} = \frac{\text{（ 地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金(※)）} - \text{（元利償還金に係る特定財源 ＋ 基準財政需要額算入額(※)）}}{\text{標準財政規模 － 基準財政需要額算入額}} \times 100$$

（令和7年度単年度）

$$\frac{\underset{①}{(5,807,948 + 2,085,355)} - \underset{②}{(2,064,587 + 4,997,475)}}{\underset{③}{39,070,295 - 4,997,475}} \times 100$$

※ 準元利償還金 ：

ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額等

イ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等の繰出金

ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金利子

※ 基準財政需要額算入額 ： 基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金・準元利償還金の額

＜実質公債費比率の算出基礎＞

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	令和５年度
① 地方債の元利償還金＋準元利償還金	7,893,303	7,853,202	7,765,231
一般会計等の元利償還金（繰上償還額等を除く）	5,807,948	5,725,597	5,783,850
満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,972,235	2,044,053	1,908,484
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	89,854	73,400	68,004
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	23,266	10,152	4,893
一時借入金利子	0	0	0
②①に充てられる特定財源及び基準財政需要額算入額	7,062,062	6,922,771	7,005,126
差引額　①－②	831,241	930,431	760,105
③標準財政規模から基準財政需要額算入額を差し引いた額	34,072,820	33,092,419	32,253,253
単年度比率　(①－②)／③×100	2.43960	2.81161	2.35668
実質公債費比率（３か年平均）	2.5		

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを３か年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される３か年平均の比率は2.5％となり、前年度の2.5％と同率となっており、早期健全化基準の25.0％を下回っている。

4　将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

（単位:千円）

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\text{将来負担額(※)} - \text{充当可能財源等(※)}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \times 100$$

$$= \frac{\text{①}\quad 100,247,425 - \text{②}\quad 81,443,801}{39,070,295 - 4,997,475\ \text{③}} \times 100$$

※　将来負担額 :

ア　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ　債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準じるもの)

ウ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ　加入組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額

オ　退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

カ　設立法人の負債等負担見込額

キ　連結実質赤字額

ク　加入組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※　充当可能財源等 ＝ 充当可能基金額＋充当可能特定財源見込額＋地方債現在高等に対する基準財政需要額算入見込額

＜将来負担比率の算出基礎＞

（単位：千円、％、ポイント）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　減	増減率
① 将 来 負 担 額	100,247,425	99,860,284	387,141	0.4
一般会計等の地方債現在高	63,739,801	64,048,701	△308,900	△0.5
債務負担行為に基づく支出予定額	1,913,209	1,897,042	16,167	0.9
一般会計等以外の特別会計の地方債償還金の繰入見込額	21,841,941	22,123,441	△281,500	△1.3
一部事務組合等の地方債償還金の負担等見込額	1,068,838	580,795	488,043	84.0
退職手当支給予定額に係る負担見込額	11,683,636	11,210,305	473,331	4.2
設立法人の負債等に係る負担見込額	0	0	0	－
連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0	－
一部事務組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額	0	0	0	－
② 充当可能財源等	81,443,801	84,209,990	△2,766,189	△3.3
差 引 額　①－②	18,803,624	15,650,294	3,153,330	20.1
③標準財政規模から基準財政需要額算入額を差し引いた額	34,072,820	33,092,419	980,401	3.0
将来負担比率（①－②）／③×100	55.1	47.2	7.9	－

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を除いた将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、令和７年度における将来負担すべき実質的な負債額は 18,803,624 千円であり、標準財政規模 39,070,295 千円から基準財政需要額算入額 4,997,475 千円を差し引いた額 34,072,820 千円に対する比率は 55.1％となり、前年度に比べ 7.9 ポイント悪化しているものの、早期健全化基準の 350.0％を下回っている。

Ⅱ　公営企業会計資金不足比率審査意見

（Ⅰ）法適用企業

第１　審査の対象

公営企業会計(法適用)の令和７年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

１　宇部市農業集落排水事業会計

２　宇部市下水道事業会計

３　宇部市水道事業会計

４　宇部市交通事業会計

第２　審査の期間

令和８年７月３１日から同年８月１７日まで

第３　審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第４　審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審査した。

第５　審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和７年度の資金不足比率は次のとおりで、各公営企業とも資金不足額はない。

（単位：％）

会　計　名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和７年度	令和６年度	
農業集落排水事業会計	－		20.0
下水道事業会計	－	－	
水道事業会計	－	－	
交通事業会計	－	－	

※　比率の「－」は資金不足額がないことを表す。

※　農業集落排水事業会計（法適用企業）は、令和７年度に農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）から移行している。

第６　審 査 意 見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法適用)においては、いずれも資金不足はなく、良好な状態にあると認められる。

第７　審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額(※)}}{\text{事業の規模(※)}} \times 100$$

※ 資金の不足額 ＝｛ 流動負債 － （ 控除企業債等 ＋ 控除未払金等 ＋ 控除額 ＋ PFI建設事業費等 ）｝＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －（ 流動資産 － 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 ） － 解消可能資金不足額

※ 事 業 の 規 模 ＝ 営業収益の額（指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ]）
－ 受託工事収益の額

＜資金不足比率の算出基礎＞

1　農業集落排水事業会計

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	内　　容
① 流動負債－企業債	37,095	
流　動　負　債	183,069	
企　業　債	145,974	建設改良費等企業債
引　当　金	2,364	賞与引当金、法定福利費引当金
未　払　金	30,529	委託料、修繕費等
預　り　金	4,203	一般会計からの補助金等
② 流　動　資　産	46,576	
現　金　預　金	46,576	
未　収　金	751	未収農業集落排水使用料、未収生活排水使用料
貸倒引当金	△751	回収不能見込額
③ 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	
資金の不足額 ①－(②－③)	△9,481	
営　業　収　益	17,738	
受託工事収益	0	
事　業　の　規　模	17,738	営業収益－受託工事収益
資　金　不　足　比　率	－	

※　資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「－」となる。

2　下水道事業会計

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　　減	増減率	内　　容
① 流動負債－企業債	966,950	1,205,438	△238,488	△19.8	
流　動　負　債	3,443,395	3,700,556	△257,161	△6.9	
企　業　債	2,476,445	2,495,118	△18,673	△0.7	建設改良費等企業債
引　当　金	33,930	38,047	△4,117	△10.8	賞与引当金、法定福利費引当金
未　払　金	857,099	1,116,877	△259,778	△23.3	工事請負費、委託料等
預　り　金	75,921	50,514	25,407	50.3	一般会計からの補助金等
② 流　動　資　産	4,043,068	4,207,725	△164,657	△3.9	
現　金　預　金	3,250,668	3,291,636	△40,968	△1.2	
未　収　金	456,752	437,276	19,476	4.5	未収水道汚水使用料等
貸倒引当金	△11,696	△12,220	524	－	回収不能見込額
前　払　費　用	153	179	△26	△14.5	自動車損害賠償保険料
前　払　金	347,192	490,854	△143,662	△29.3	繰越工事前払金
③ 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	156,711	237,226	△80,515	△33.9	
資金の不足額 ①－(②－③)	△2,919,407	△2,765,061	△154,346	△5.6	
営　業　収　益	3,108,017	3,247,472	△139,455	△4.3	
受託工事収益	0	0	0	－	
事　業　の　規　模	3,108,017	3,247,472	△139,455	△4.3	営業収益－受託工事収益
資金不足比率	－	－			

※　資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「－」となる。

３　水道事業会計

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　減	増減率	内　　容
① 流動負債－企業債	671,674	741,643	△69,969	△9.4	
流　動　負　債	1,247,306	1,344,725	△97,419	△7.2	
企　業　債	575,632	603,082	△27,450	△4.6	建設改良費等企業債
引　当　金	80,695	77,111	3,584	4.6	賞与引当金、法定福利費引当金
未　払　金	287,883	389,446	△101,563	△26.1	工事未払金、諸未払金等
未　払　費　用	65,800	59,113	6,687	11.3	委託料等
預　り　金	237,295	215,973	21,322	9.9	下水道使用料預り金、工事契約保証金等
② 流　動　資　産	5,572,024	5,602,396	△30,372	△0.5	
現　金　預　金	5,034,760	5,074,117	△39,357	△0.8	
未　収　金	468,559	399,334	69,225	17.3	未収給水収益、未収負担金等
貸倒引当金	△2,556	△2,333	△223	－	回収不能見込額
有　価　証　券	0	270	△270	皆減	収納取扱金融機関保証金
貯　蔵　品	29,804	27,373	2,431	8.9	配水管関係、薬品、量水器、再用品
前　払　費　用	241	311	△70	△22.5	自動車損害賠償保険料
前　払　金	41,215	103,324	△62,109	△60.1	繰越工事前払金
③ 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	－	
資金の不足額 ①－(②－③)	△4,900,350	△4,860,753	△39,597	△0.8	
営　業　収　益	2,823,965	3,234,904	△410,939	△12.7	
受託工事収益	0	0	0	－	
事　業　の　規　模	2,823,965	3,234,904	△410,939	△12.7	営業収益－受託工事収益
資　金　不　足　比　率	－	－			

※　資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「－」となる。

4　交通事業会計

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　　減	増減率	内　　容
① 流動負債－企業債	86,491	80,475	6,016	7.5	
流　動　負　債	97,752	91,714	6,038	6.6	
企　業　債	11,261	11,239	22	0.2	建設改良費等企業債
引　当　金	19,120	18,959	161	0.8	賞与引当金、法定福利費引当金
未　払　金	58,849	53,380	5,469	10.2	諸給与費、燃料・バス整備費等
前　受　金	607	70	537	767.1	貸切ツアー代金
預　り　金	7,915	7,067	848	12.0	所得税、ICカードチャージ金額等
預り保証金	0	1,000	△1,000	皆減	
② 流　動　資　産	551,230	700,694	△149,464	△21.3	
現　金　預　金	214,915	614,499	△399,584	△65.0	
未　収　金	332,287	81,935	250,352	305.5	他会計補助金、乗合自動車収入等
貸倒引当金	△514	△327	△187	－	回収不能見込額
貯　蔵　品	1,866	2,040	△174	△8.5	軽油、タイヤ・チューブ等
前　払　費　用	1,589	1,641	△52	△3.2	自動車損害賠償等保険料
立　替　金	1,088	905	183	20.2	車内販売用ICカード発行代金等
③ 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	－	
資金の不足額 ①－(②－③)	△464,739	△620,219	155,480	25.1	
営　業　収　益	491,010	465,472	25,538	5.5	
受託工事収益	0	0	0	－	
事　業　の　規　模	491,010	465,472	25,538	5.5	営業収益－受託工事収益
資金不足比率	－	－			

※　資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「－」となる。

（Ⅱ）法非適用企業

第１　審査の対象

公営企業会計(法非適用)の令和７年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

１　宇部市中央卸売市場事業特別会計

２　宇部市地方卸売市場事業特別会計

第２　審査の期間

令和８年７月３１日から同年８月１７日まで

第３　審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第４　審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審査した。

第５　審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和７年度の資金不足比率は次のとおりで、各特別会計とも資金不足額はない。

（単位：％）

会　　計　　名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和７年度	令和６年度	
中央卸売市場事業特別会計	－	－	20.0
地方卸売市場事業特別会計	－	－	
(農業集落排水事業特別会計)		128.5	

※　比率の「－」は資金不足額がないことを表す。

※　農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）は、令和７年度に農業集落排水事業会計（法適用企業）へ移行している。

第６　審 査 意 見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法非適用)においては、いずれも収支が保たれ、資金不足は生じておらず、良好な状態にあると認められる。

第７　審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額（※）}}{\text{事業の規模（※）}} \times 100$$

※ 資金の不足額 ＝（実質赤字額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※ 事業の規模 ＝ 営業収益に相当する収入の額（指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ]）－ 受託工事収益に相当する収入の額

＜資金不足比率の算出基礎＞

１　中央卸売市場事業特別会計

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　　減	増減率
歳入総額	155,422	168,877	△13,455	△8.0
歳出総額	110,192	129,165	△18,973	△14.7
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	－
実質収支額	45,230	39,712	5,518	13.9
営業収益に相当する収入の額	62,939	64,656	△1,717	△2.7
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	－
事業の規模	62,939	64,656	△1,717	△2.7
資金不足比率	－	－		

実質収支額は 45,230 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「－」となる。

２　地方卸売市場事業特別会計

（単位：千円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　　減	増減率
歳　入　総　額	27,360	18,456	8,904	48.2
歳　出　総　額	23,097	12,006	11,091	92.4
翌年度へ繰り越すべき財源	0	6,290	△6,290	皆減
実　質　収　支　額	4,263	160	4,103	2,564.4
営業収益に相当する収入の額	14,771	7,464	7,307	97.9
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	－
事　業　の　規　模	14,771	7,464	7,307	97.9
資　金　不　足　比　率	－	－		

実質収支額は 4,263 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「－」となる。

＜資料＞

健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体

